(3)　一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i)　特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

(ii)　一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4)　特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

五　建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第一(ヒ)項イ又は(ヘ)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ　その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

ロ　その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

六　建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一(ヒ)項イ又は(ヘ)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、保安対象用途に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ　一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1)　指定数量の倍数が三十未満であること。

(2)　一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ　保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1)　一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2)　一般取扱所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

4　第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一　第二項第一号、第二号及び第六号から第十一号までの規定の例によること。

二　蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

三　危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う部分は、次によること。

イ　液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。